

記

- 1 変更後の指定修習機関の名称若しくは住所又は実務修習事務を行う事務所の所在地
- 2 変更しようとする年月日
- 3 変更の理由

〔備考〕

この申請書は、経済産業大臣に提出すること。

様式第5（第21条の16第1項関係）

修習事務規程認可申請書

経済産業大臣 殿

平成 年 月 日

指定修習機関
代表者 ㊟

弁理士法施行規則第21条の16第1項の規定に基づき、別添のとおり修習事務規程の認可を申請します。

〔備考〕

- 1 この申請書は、経済産業大臣に提出すること。
- 2 この申請書には、修習事務規程を添付すること。

様式第6（第21条の16第2項関係）

修習事務規程変更認可申請書

経済産業大臣 殿

平成 年 月 日

指定修習機関
代表者 ㊟

弁理士法施行規則第21条の16第2項の規定に基づき、下記のとおり修習事務規程の変更の認可を申請します。

記

- 1 変更しようとする事項
- 2 変更しようとする年月日
- 3 変更の理由
- 4 添付書類

〔備考〕

- 1 この申請書は、経済産業大臣に提出すること。
- 2 この申請書には、変更後の修習事務規程を添付すること。

様式第7（第21条の19関係）

（表）

弁理士法第16条の10の規定による立入検査証	
写 真 （押出スタンプ劃印）	職名
	氏名
	年 月 日 生
	年 月 日 発行
経済産業大臣 ㊟	

（裏）

弁理士法抜すい

第16条の10 経済産業大臣は、実務修習事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定修習機関に対し、実務修習事務の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に指定修習機関の事務所に立ち入り、実務修習事務の状況若しくは帳簿その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第81条の3 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定修習機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

一 第16条の8の規定に違反して帳簿を備え置かず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第16条の10第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第16条の11第1項の許可を受けないで、実務修習事務の全部を廃止したとき。

様式第8（第21条の20関係）

実務修習事務休廃止許可申請書

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

指定修習機関
代表者 ㊟

弁理士法施行規則第21条の20の規定に基づき、下記のとおり実務修習事務の休廃止の許可を申請します。

記

- 1 休止し、又は廃止しようとする実務修習事務の範囲
- 2 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
- 3 休止又は廃止の理由

〔備考〕

この申請書は、経済産業大臣に提出すること。

㊟ ㊟

（施行期日）

第1条 この法令が、平成11年10月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定及び別添第1条の改正が、平成11年1月1日から施行する。

（弁理士試験の論文等試験の免除に際する経過措置）

第1条 この法令による改正前の弁理士法施行規則第4条第1項の規定により、弁理士法施行規則の1節を改正する法令（平成11年経済産業省令第14号）以下「改正法令」といふ。）による改正前の弁理士法施行規則（以下「旧規則」といふ。）第3条に規定する科目にひいては弁理士法（以下「法」といふ。）第11条第1項に規定する科目、改正法令による改正後の弁理士法施行規則（以下「新規則」といふ。）第3条に規定する科目にひいては第11条第1項に規定する科目をみなし、その母體にあり、別添第1が免除されることとなつた次の表の上欄に掲げる旧規則第3条の規定による試験の科目の区分にひいては、同表の上欄に掲げる科目にひいては行つた新規則第3条の規定による試験を免除する。